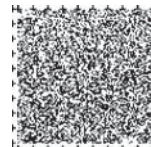
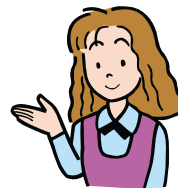


障害者優先調達推進法とは？

特集



障害者優先調達推進法（正式名称：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）とは、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図ることで、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の自立を促進することを目的に制定された法律です。



平成25年4月から 障害者優先調達推進法が施行されました

法律の主なポイント

- 国等は、障害者就労施設等からの受注の機会を増やすため、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、障害者就労施設等からの受注の機会を増やすための措置を講ずるよう努める。
- 国は、障害者就労施設等からの物品等の調達に係る基本方針を定める。
- 国、地方公共団体等は、障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針を定める。

障害者就労施設等とは

- 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- 地域活動支援センター
- 生活介護事業所
- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援事業所（A型・B型）
- 障害者基本法に基づく小規模作業所 など

鹿児島県の調達推進方針

県では、この法律を受けて、平成25年10月8日「鹿児島県障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」を策定しました。

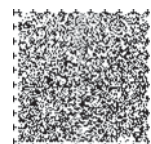
【主な内容】

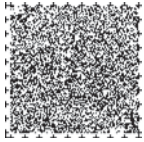
- 方針の適用範囲は、県のすべての機関が発注する物品等の調達とする。
- 年度ごとに調達する物品等の目標を設定する。
- 障害福祉課は、障害者就労施設等が受注可能な物品等に係る情報を収集し、各所属に提供する。
- 各年度の調達実績は、年度終了後に県ホームページで公表する。

鹿児島県の調達目標

県では、この方針を受けて、予算の適正な執行に留意しつつ、各所属において調達を進めていきます。

- 平成25年度の目標
前年度の実績を上回ることを目標に調達を進めます。
- 平成26年度は、平成25年度の調達実績を勘案して新たな目標を掲げ、より調達を進めていきます。

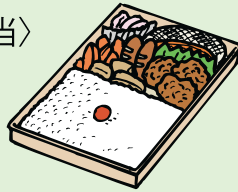




障害者就労施設等が取り扱っている物品・役務の例

物 品

〈弁当〉



〈名刺〉

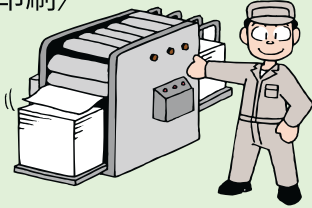


〈花苗〉



役 務

〈印刷〉



〈包装・組立〉



〈クリーニング〉



〈除草作業〉



〈データ入力〉



県では、障害者就労施設等が受注できる様々な物品や役務を調達又は発注することとしています。

県民の皆様への物品購入や役務の発注をお願いします

障害者就労施設等では、上記で紹介したもののほか、野菜、芋などの農産物やパン、クッキー、味噌などの食料品、また、椅子、机などの木工品など、いろいろな物品等を取り扱っています。

障害者就労施設等からの物品の購入や役務の発注は、そこで就労している障害者の収入が増えることとなり、ひいては障害者の経済的な自立につながります。

県のホームページでは、障害者就労施設等が取り扱っている物品等について紹介しています。

お近くの障害者就労施設等からの購入等を是非御検討ください。

県ホームページ掲載場所・アドレス

ホーム > 健康・福祉 > 障害者・社会福祉 > 障害者就労支援 > 物品や役務を提供できる障害者就労施設等

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae07/kenko-fukushi/syogai-syakai/shuroshien/syougaisyasuuroushisetu.html>

●お問合せ先

鹿児島県 保健福祉部 障害福祉課 施設支援係

TEL : 099-286-2749 FAX : 099-286-5558

